

○総務省告示第八十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号第22の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百六十八号（別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

第三項中「であつて、空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であるもの」を削り、同項の表を次のように改める。

<p>帯域外領域及びスプリア領域の境界の周波数</p>	<p>帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値</p>	<p>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</p>
<p>搬送波から（±）六二・五 kHz</p>	<p>二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・</p>	<p>二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送波電力より四三デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二</p>

五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値

・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送電力より四三デシベル低い値